

## 「沼津市路上喫煙の規制に関する条例」

### 啓発街頭キャンペーンを行います

#### ■事業の目的

路上喫煙による被害を防止し、清潔で安全な空間の保全を図り、もって人と環境を大切にするまちづくりを推進するため、「沼津市路上喫煙の規制に関する条例」が本年3月31日に公布されました。

この条例は、沼津市内の道路や公園などの公共空間で喫煙をしないよう市民等に努力義務を課すほか、別添資料にあります沼津駅周辺の重点規制区域において、指定喫煙場所を除き、路上喫煙を禁止といたします。

本年 10 月 1 日から規制が始まりますが、それまでの期間を周知・啓発、環境整備期間として準備を進めています。

その一環として、5月31日の世界保健機構(WHO)の定める「世界禁煙デー」の禁煙啓発と合わせて、路上喫煙の規制について、街頭キャンペーンを行うものです。

#### ■事業の内容

沼津駅前に通勤者が集中する朝夕の時間帯に、沼津市職員と環境美化指導員(延べ 28 人)が路上喫煙重点規制区域を示した啓発ティッシュ(ラベル別紙)を配布して、路上喫煙の禁止を呼び掛けます。

なお、ラベルに添付した QR コードから路上喫煙の規制に関する市のホームページにアクセスできます。


- 配布時間帯 (朝) 7 時 30 分～8 時 30 分、  
(夕) 17 時～19 時
- 配布場所 沼津駅南口駅前広場 3 か所 ①～③(下図左)  
沼津駅北口駅前広場 2 か所 ④、⑤(下図右)



「沼津市路上喫煙の規制に関する条例」が  
平成29年10月1日に施行されます。

沼津駅周辺  
路上喫煙重点規制区域を  
お知らせします。



10月1日から、部分の区域では、定められた喫煙場所（★印）を除いて、路上喫煙が**禁止**されます。

規制についての詳細は、  
QRコード  
からご覧  
頂けます。



沼津市役所ごみ対策推進課

電話 055-934-4743

E-mail gomitai@city.numazu.lg.jp

※啓発用ティッシュのラベルを拡大したものです。